

## 湯河原町職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(支給割合) 第2条 条例第7条の2第2項に規定する規則で定める割合は、<u>100分の3</u>とする。</p>	<p>(支給割合) 第2条 条例第7条の2第2項に規定する規則で定める割合は、<u>100分の4</u>とする。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	